

平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 Q&A

昨年度から新たに加えた部分については赤字にしてあります。

	質 問	回 答
	申請について	
1	申請団体は都道府県や市ではなく、区や町村のレベルでも可能ですか。	可能です。自治体参加の実行委員会形式での申請も可能です。募集案内3ページの4.応募要件を参照してください。
2	任意団体として申請を計画しています。団体の所在地が必要となると思いますが、定款には事務所の所在地は、事業実施予定地域の隣町になっています。団体所在地と事業実施予定地が異なると何か問題がありますか。	団体の所在地が本事業の実施地と同一でなくても問題はありませぬ。事務局機能がきちんと果たせるか確認させていただいたためのものです。
3	新たなNPOを立ち上げて申請したいと考えています。NPOの認可が間に合わない場合、NPO申請中という段階でも応募できますか。	NPO申請中は、法人格を有しない任意団体となります。任意団体として申請してください。NPO法人の認可が下りた段階において、契約変更手続を行っていただくこととなります。
4	募集案内の事業の目的に「日本国内に定住している外国人等を対象」とありますが、「定住」の期間に制約はありますか。長い期間の人はもちろん、ある一定期間日本に定住する方も含めてよいですか。	「定住している外国人等」であり、在留資格は問いませぬ。いわゆる研修生や技能実習生で滞日予定の期間が限られていても構いませぬ。
5	複数年採択されている団体もあるようですが、採択の上限年数の設定等がありますか。体制整備に取り組むに当たり、今年はプログラム(A)で申請し、来年度はプログラム(B)というように中長期的な計画を立てたいと思っています。	採択年数の上限をプログラム(A)、(B)それぞれで3年とします(平成28年度事業より適応)。地域における日本語教育事業の自律的な運営に向けた概ね3年程度の年次計画を企画書に記載してください。そこにプログラム(A)・(B)の活用計画についても記載してください。ただし、本事業は単年度単位の事業です。毎年有識者による選考規定に基づく審査を行い、採択団体を決定しております。中長期的な計画の下、応募していただいてもかまいませんが、本事業の採択は単年度単位であることを御理解ください。
6	事業の実施体制については、昨年度と同様ですが、事業の内容については拡充した形で実施したいと考えています。事業の内容が昨年度と全く同じではありませんが、2年連続で似たような企画で出すことのデメリットはあるのでしょうか。	複数年継続して申請する場合、事業の内容が1年間の事業実施の成果や課題を踏まえたものとなっているか等、企画の内容を見て審査を行います。一概に似たような事業内容であったり、事業の名称が似ているというだけで「良い、悪い」と申し上げることはできません。
7	同地域から2つの申請が出てよいのか。	一つの地域から複数の事業の申請がある場合がありますが、申請団体が異なっていれば問題ありません。例えば、県がプログラム(B)で県域全体のネットワーク形成事業を申請し、市区町村がプログラム(A)で日本語教室を実施する事業を申請するというケースもあります。それぞれの企画内容について審査いたします。
8	取組のいくつか(例えば、日本語教育の実施(60時間))を他の機関・団体に再委託することはできますか。	はい、できます。企画書にその旨記載いただき、再委託に係る部分の費用については、再委託費の内訳に記載してください。
9	運営委員会の構成員について、実施団体以外の構成員が半数となってもよいでしょうか。	運営委員会の実施団体以外の構成員は、「過半数」という要件がありますので、半数では、この要件を満たしていないこととなります。例えば、10名の運営委員がいる場合には、実施団体以外の委員が6名いる必要があります。なお、申請事業の中核メンバー等、事業に深く関わる方は所属が外部団体であっても、「外部の構成員」とは見なしませんので、御注意ください。
10	中核メンバーとなるコーディネーターと指導者及び講師の略歴ですが、何名分提出すればよいですか。	何人提出という制限はありません。飽くまでも中核メンバーとなる方のみ提出してください。ただし、本事業の申請に際してはコーディネーターは必ず置いてください。
11	当団体では、教室コーディネーターとは別に事業全体をマネジメントする立場の「事業統括者」が存在します。この場合、この事業統括者がコーディネート業務謝金の対象になるのでしょうか。	はい。本事業における「コーディネーター」は、主に次の役割を行う方とします。地方公共団体や国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている方、日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている方。具体的には、日本語教育の体制整備を推進するための関係団体・自治体等との連絡・調整や、プログラムの企画・立案や外国人のニーズやレベルに応じたカリキュラムデザイン、指導者や外国人からの相談に対する助言等を業務の範囲としています。
12	コーディネーターの人数について、複数名の配置は認められますか。複数の地域にまたがる事業を予定しており、事業全体を統括するコーディネーターの他に、各地域毎にコーディネーターを配置したいと考えています。	はい、コーディネーターを複数名配置することは可能です。各コーディネーターの担当・役割分担が分かるように記載してください。
13	コーディネーターが講師を兼務することはできますか。	はい、可能です。取組のうち、何時間をコーディネーターとして関わったか、講師として関わったかを記載してください。ただし、同じ時間に両方の業務が重複することがないようにしてください。
14	複数の地域での日本語教室の設置を計画しています。その場合、地域ごとにコーディネーターを配置したいのですが、コーディネーターは複数名いてもよいのでしょうか。	はい、構いませぬ。コーディネーターを複数配置することは可能です。その場合、各コーディネーターの役割分担を明確にしてください。
15	事業や予算計画を組むのが初めてなので、どのように記載するか戸惑っています。過去の例のようなものを見せてもらえますか。	他団体のものはお見せできません。記入要領がありますので、参考に作成してください。記載方法で不明な点がありましたら、相談期間内に御相談ください。

16	自治体職員や教育委員会等行政の担当者に運営委員を依頼する場合、事業実施が確定していないと委員の依頼は難しい状況です。「交渉中」との記載になりますが、「交渉中」が多いと審査でマイナスとなりますか。	飽くまでも企画に対する審査ですので、「交渉中」の記載が必ずしもマイナスになるというわけではありません。ただし、全て「交渉中」になっていると、企画段階での運営委員会の構成と実施段階での運営委員会の構成が大きく異なる可能性があることとなりますので、できる限り、「交渉済み」が多い方が望ましいと言えます。
17	取組の「参加者数(内外外国人数)」に外国人数を入れるとのことですが、日本語教室の場合は外国人を対象としなければならないと聞きました。日本国籍の日本語学習が必要な者は含まれないのでしょうか。	本事業の対象者は「外国人等」としており、日本国籍であっても、日本語が余り得意でない方(帰国子女等)は対象にさせていただいてかまいません。その場合、国籍が日本であっても外国人数に数えてください。
18	国際交流協会がプログラム(B)を申請し、同時に域内の複数の日本語教室がプログラム(A)で申請する場合、その「日本語教育の人材の養成・研修について」の取組を当国際交流協会が一括して再委託を受け、プログラムBの一取組として域内の合同指導者研修を行うという連携企画は認められるか。	認められません。本事業外で研修の再委託を受けることは構いませんが、他の申請団体のプログラムにおける取組を、プログラムの一部として請け負って申請することは認められません。一方の団体が不採択となったことによって事業が成り立たなくなるような企画は望ましくありません。
19	企画書を作成したが、内容に不備がないかどうか、相談期間内に見てもらえるか。	企画書の事前確認は行えません。また、一旦提出された書類は差替え等ができませんので、あらかじめ確認の上、提出してください。書き方など記載方法についての質問は受け付けております。
20	応募書類の提出方法が変更になりました。応募書類の全てを10部印刷して郵送しなければならないのですか。	はい。御協力をお願いします。選考委員に配布する資料となりますので、不備のないよう、押印した原本を1部、その写しを9部提出してください。なお、提出後の応募書類の追加や差し替えは一切できませんので、御注意ください。
21	子育て世代を対象とした日本語教室や、人材育成講座、ネットワーク会議等を開催する場合、教室や講座に託児を付けることができますか。	はい、できます。会議や講演・講義・指導に係る時間及び前後の時間分について、保育業務謝金として1時間1500円を上限として計上してください。託児に必要な会場費も計上することができます。
22	平成28年度から委託期間3年の上限が設定されましたが、当団体は平成25年から28年まで委託による事業を実施したため、平成30年度の事業には応募できないということでしょうか。	平成28年度を1年目として3年と考えてください。平成30年度の事業に応募することができます。ただし同じプログラムに継続して採択された場合は、最大でも平成30年度までとなります。 (平成28年度以降、3年間プログラム(B)に採択された場合、次年度以降はプログラム(B)には応募不可)
23	委託期間3年の上限は、不採択あるいは応募しなかった期間がある場合、リセットされるのでしょうか。	されません。プログラム(A)、(B)のそれぞれの採択年数を累積で判断します。
24	「日本語教室の実施」の取組について、地域の別の日本語教育団体に再委託することを考えています。再委託先は1箇所でなければなりませんでしょうか。	再委託先は複数でも構いません。
25	今回、複数の団体が集まって事業を申請する予定です。申請団体には日本語教育の実績がないのですが、事業と一緒にを行う団体及び関係者には、本事業をはじめ多様な日本語教育の実績があります。このような場合、実績の欄に記載することはできませんか。	構成メンバー(団体)の実績を記載いただくことができます。ただし、どのメンバー(団体)の実績なのかを明確に分かるように記載してください。
26	教材のデザインや動画教材作成等を民間の企業に依頼します。この場合、再委託という形をとる必要がありますか。	こうした取組の一部を依頼する場合は、再委託とする必要はありません。見積、納品、請求に係る手続きを行い、雑役務費として計上してください。
対象外の取組について		
	質 問	回 答
1	「対象外の取組」として「特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」や「児童・生徒を対象としたが学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」など五つが記載されていますが、これはプログラム(B)にも適用されるのでしょうか。	「対象外の取組」については、プログラム(A)、プログラム(B)のいずれにも適用されます。
2	「対象外の取組」として「特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」と記載されていますが、地域によっては定住外国人が同じ職種に従事している場合があります。このような場合、募集した結果、受講者が同じ職業の就業者になる場合が想定されますが、このような場合にも対象外となりますか。	事業の内容が、特定の職種に就労することや特定の就業に必要な日本語の習得を目的としない場合で、かつ、受講者を広く募集している場合には委託事業の対象となります。したがって、広く受講者を募集した結果そうなったものであれば、委託の対象となります。
3	「対象外の取組」として「特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」と記載されていますが、これは受講者の職業が1種類の場合には対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	複数の種類の職業のためであっても特定の職業への就労に特化した内容となっている場合は、対象外の取組となります。例えば、「職業安定所で職業を探す」や「履歴書を書く」など特定職業に特化しない場合には対象となります。
4	「対象外の取組」として「特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」と記載されていますが、ホームヘルパーも対象外となりますか。	ホームヘルパーなど、特定の職業に就業することを目的としたものは対象外となります。
5	日常生活に必要な日本語教室の実施を、企業と連携して行いたいと考えています。市の広報で、日本語教室を実施する企業を広く募集した結果、1社だけの応募となった場合、「対象外の取組」として「特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」に該当することとなり、対象外となりますか。	事業の内容が、特定の職種に就労することや特定の就業に必要な日本語の習得を目的としない場合で、かつ、受講者を広く募集している場合には対象となります。したがって、広く募集を行った結果そうなったものであれば、委託の対象となります。ただし、その場合も、委託先の企業の従業員(家族を含む)以外の者も受講できるように受講者を広く募集してください。

6	<p>「対象外の取組」として「 資格取得、試験受験を目的とした取組」と記載されています。日本語の学習の成果として、「日本語能力試験のN 2 を受けたい」ということが当然出てくると思うのですが、事業の目的としない自発的な試験の受験は可能でしょうか。</p>	<p>学習意欲を喚起するという観点からすれば、試験受験を否定するものではありません。しかし、本事業の目的とはなじまないため、事業の目的や内容に のような記載があった場合は対象外の取組となり不採択となります。なお、受験に係る経費は委託費の対象外となります。</p>
7	<p>「対象外の取組」として「 児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」が入っているのですが、学校生活への適応指導や教科教育を目的としない取組であれば、子供を対象とすることが可能なのでしょうか。</p>	<p>子供を対象としていても、本来学校が行うべき内容である学校生活への適応指導や教科教育などを除いたものであれば委託の対象となります。例えば、「挨拶の仕方」、「買い物をする」、「地域の施設を利用する」など、日常生活や地域での暮らしに必要な日本語の習得を目的としている場合は、委託の対象となります。</p>
8	<p>「対象外の取組」である「 学校への就学・進学を目的とした取組」とは具体的にどのようなものを想定していますか。</p>	<p>教育委員会やプレスクールにおける就学前の学校生活への適応教育、高校進学や大学受験など進学のための教育、進学や進級のための教科学習に特化した日本語の習得に関する取組などを想定しています。</p>
9	<p>児童・生徒を持つ保護者が、学校からの通知や連絡事項などを理解し、対処することができるようにすることを目的とした場合にも「 児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」や「 学校への就学・進学を目的とした取組」に該当することとなり、委託の対象外となりますか。</p>	<p>や については、保護者まで対象外にするものではありません。子供を育てるために必要な日本語の習得は、生活の一部と認められるため、委託の対象となります。</p>
10	<p>子供を対象とした「 日本語教室の実施」において、例えば午前中に教科教育等を目的としない日本語教室を実施し、午後に教科教育を行う事業を実施した場合、午前中の日本語教室だけを文化庁に申請することは可能でしょうか。</p>	<p>事業の切分けが経費面、内容面において明確にできる場合に限り、対象部分だけを申請できます。</p>
11	<p>対象外の取り組みについて質問です。外国人学習者のニーズの一つに「仕事」があるのですが、求人情報の見方や、履歴書の書き方、面接や電話アポイントの際のマナーや自己PRの方法等、一般的な仕事につながる日本語学習を講座の中に盛り込んだ場合、この事業の対象外になりますか。</p>	<p>本事業では、「 特定の職業に就業することを目的とした取組、特定の職業の就業者を対象とした取組」を対象外としています。どの職種にも共通する内容を日本語学習のトピックとして講座に組み入れることは、対象外ではありません。生活上の行為の一部として就労に関することを取り上げることは問題ありませんが、取組の全てが就労に関する内容のみということになると、好ましいとは言えません。</p>

プログラムの内容について

	質問	回答
運営委員会	取組の一つに人材育成を企画しています。その内容については、地域関係者及び専門家、コーディネーター等と協議を行い決定したいと思っています。そのための話し合いなどは、運営委員会に組み込めばよいのでしょうか。	運営委員会は「事業内容、実施方法の検討、実施状況の確認・改善、評価」を行うための会議であり、各取組の具体的な内容を検討するものではありません。各取組が必要に応じて会議を設置することができます。取組の中に、「人材育成検討会議」「教材企画編集会議」のように会議名と出席者を明記してください。会議を設置する場合、申請時に会議開催数や会議出席者などある程度具体的に決めておく必要があります。
運営委員会	運営委員会にオブザーバーを出席させることは可能ですか。	可能です。ただし、オブザーバーは運営委員ではないため、委員数の10名には入りませんし、謝金についても運営委員の謝金はお支払いできません。謝金の支払としては、作業労務謝金等になります。
AB1	プログラム(A)とプログラム(B)の違いはどのような点でしょうか。	プログラム(A)は、文化庁が作成した「カリキュラム案等」の普及・改善を目的の一つとしております。そのため「日本語教育の実施」、「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」、「日本語教育のための学習教材の作成教材」全てにおいて「カリキュラム案等」を活用して実施することを求めています。 一方、プログラム(B)は日本語教育の体制整備を推進することが目的であるため、「関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備」、「地方公共団体や各種団体等多様な機関と連携・協力し実施する、外国人が参加しやすくなる又は参加しやすいテーマに関する日本語教育の実施」、「取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進」、「その他、これらに類するもので、当該地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する事業の実施」のいずれか二つ以上を組み合わせ、60時間以上の日本語教育(別の財源等で日本語教育が60時間以上実施されている場合は、人材育成60時間以上)を実施いただくことを求めています。
AB2	「日本語教育」とは、いわゆる対面式の場での「教室」に限らず、スカイプなどを活用した遠隔教育、通信教育、eラーニングによる日本語教育も含まれる、という理解でよいでしょうか。その場合も、最低学習時間を「60時間相当」と考えてかまいませんか。	はい、「日本語教育」には、「教室」に限らず、通信教育やeラーニング等による「教育」も含まれます。ただし、対象者の人数や学習時間、効果をどのように把握し、事業を行うかという点は記載を求めます。例えば、HPに教材を掲載し学習者に適宜活用を促すといったことは、ここで言う日本語教育の実施に含めません。最低想定学習時間は、企画の段階で60時間以上必要です。
A1	地域日本語教育実践プログラム(A)は、カリキュラム案を活用した取組しか実施できないのでしょうか。	カリキュラム案を活用した内容しかできないということはありません。カリキュラム案の生活上の行為の事例の中から対象となる学習者の状況やニーズに応じて選択して日本語教育プログラムを組み立てていただくか、生活上の行為の事例にない項目で必要となる項目があれば、適宜取り上げていただいてもかまいません。また、既に独自の日本語教育プログラムがある場合は、そこにカリキュラム案の内容を一部取り入れて取組を実施していただくなど、部分的に活用いただくこともかまいません。
A2	プログラム(A)では、カリキュラム案等の活用が求められていますが、全ての取組で5冊全部使わないといけないのですか。	三つの取組の全部にカリキュラム案を取り入れていただくことが前提となります。ただし、～の全部を使わなければならないということではありません。また、カリキュラム案以外の教材や方法が使えないということではありません。記載例のように、カリキュラム案の中で参考になる部分を各取組に取り入れて日本語教育プログラムを実施してください。
A3	プログラム(A)において、「日本語教育の実施」、「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」、「日本語教育のための学習教材の作成」の三つの活動の実施時間の下限が定められていますが、例えば「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」において、指導者の初心者を対象とした入門講座として20時間、経験者を対象とした指導者講座を10時間、合わせて30時間、こういった設定が可能でしょうか。	「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」の場合、合計30時間以上であれば、複数の講座・取組を実施していただいてもかまいません。同様に、「日本語教育の実施」や「日本語教育のための学習教材の作成」においても、合計60時間以上となるよう計画していただければよいので、20時間の講座を初級、中級、上級のレベル別に20時間の講座を三つ行うといった設定も可能です。
A4	プログラム(A)を検討していますが、三つの取組のうちいずれかの取組について民間の助成金等を受けているので取組の申請から外すことを検討しています。委託完了時に提出する報告書には、申請していない取組についても記載の必要がありますか。	プログラム(A)の取組は、原則 日本語教育の実施 日本語教育を行う人材の養成・研修の実施 日本語教育のための学習教材の作成の全ての取組の組合せでの応募となります。したがって、申請をされない取組がある場合は、企画書に申請しない理由をできるだけ具体的に明確に書いてください。なお、委託完了時には、申請から外した取組についても参考として報告書やレポートの提出をお願いすることになります。
A5	今年度、プログラム(A)で採択され、標準的なカリキュラム案を活用して教材を作成していますが、来年度もまた新たに教材を作らないといけないのでしょうか。	教材作成については、既に標準的なカリキュラム案を活用した60時間以上分の教材を作成いただいている場合、作成した教材の改訂・増補を行う取組でも構いません。その場合、60時間以上でなくても構いません。ただし、教材を改善する場合には、どのような観点から改善するのか、どのような部分をどの程度変更するのか具体的に分かるように企画書を作成してください。
A6	人材養成研修の受講を終了した市民の中から希望者を募り、新たに立ち上げる日本語教室の補助者として支援に加わってもらいたいと考えています。このような人材の活用は可能ですか。なお、教育実習のように養成と支援活動とを並行して進めるのではなく、養成が終わったあとに補助者として活動してもらうことを考えています。	日本語教育に関わる人材の養成・研修を受講し修了された方が、日本語教育の実施で開設する教室に指導者や補助者として参加することに問題ははありません。ただし、人材の養成・研修を受講中の方が日本語教室で指導謝金や補助者謝金を受けることはできません。

A 7	指導者謝金の対象となる講師は5名です。その他に市民ボランティア(学習サポーター)が30名います。この30名については謝金は計上しませんが、企画書に記載する必要がありますか。	謝金や交通費が不要の場合、経費にかかる氏名や所属については記載いただく必要はありません。事業や取組の実施体制として「内容」の欄に、市民ボランティアの方が取組にどのように関わるかを記載していただくと取組の在り方が伝わってよいと思います。
B 1	プログラム(B)を検討していますが、日本語教育を既に他の事業(予算)で実施している場合でも、更にこちらの事業で60時間の日本語教育を実施しなければいけませんか。	既存の事業で日本語教育が実施されている場合、その時間数と合算して60時間の日本語教育の実施があれば、新たに60時間の日本語教育を実施していただく必要はありません。その場合、申請時に企画書に日本語教育の内容及び時間数等が分かるように具体的に記載してください。
B 2	プログラム(B)の各取組において、参加者数のうち、外国人が10名以上参加する取組であることが求められていますが、全ての取組において外国人が10名以上参加していなければならないでしょうか。	原則として外国人が10名以上参加する取組であることとしていますが、「関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備」や「取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進」、「行政職員を対象とした研修」など、取組の内容が外国人対象のものではない場合については、その限りではありません。
B 3	プログラム(B)を検討しています。(B)の取組の一つとして指導者養成を含めてもいいでしょうか。	はい、プログラム(B)では、指導者や補助者、コーディネーターなど、人材の養成・研修を実施することができます。他の取組との関連も含め、地域における日本語教育の体制整備の促進に資することが分かるように記載してください。
B 4	プログラム(B)での「日本語教育の実施」について質問です。教室という形態ではなく、プロジェクトワーク(外国人学習者が自ら調べ発表したり、日本人と意見交換を行う一連の学びをサポートするような活動)のような形の活動を考えています。「日本語教育の実施」に該当しますか。	教室という形式でなく、プロジェクトワーク等のような参加型・総合学習型の活動も、外国人等の日本語習得に資する取組であれば、日本語教育の実施に含まれます。取組の内容がどのような点で日本語習得に資するものであるかがわかるように記載してください。
B 5	プログラム(B)の取組の内容の部分に「各取組が外国人等の日本語習得及び地域における日本語教育の体制整備に資する内容であること」とありますが、取組全部が日本語習得に資する内容でなければいけないということでしょうか。取組1で地域の外国人住民に集まっても、取組2で日本語講座を実施するような企画ではいけませんか。	はい。例えば、取組1が単なるイベントになっている等、日本語習得に資する内容とは認められない場合は、本事業の対象とはなりません。企画している取組の全てが、外国人等の日本語習得にどのように資するのか、また、どのように体制整備に資するのかを分かりやすく記載してください。
B 6	プログラム(B)で「空白地域を含む」事業で申請して、「空白地域」が認められなかった場合、または「空白地域」でないことが後で判明した場合、「空白地域を含まない」通常の(B)で採択していただけることがありますか。	企画の内容を総合的に判断した結果、そのような条件付採択として認められる場合があります。ただし、事業自体が不採択になることがあります。
B 7	プログラムBについて「日本語教育の実施が60時間以上」という条件がありますが、これは「人材育成」も含めて考えても良いでしょうか。	「日本語教育の実施」60時間には、「人材育成」の時間数は含まれません。飽くまで外国人(日本語学習者)のための日本語教育を60時間以上実施していただく必要があります。
B 8	プログラムBについて、取組の例の一つに「人材育成」が新たに加わっています。募集案内の11ページの「3.各取組の詳細」に「一つの取組当たり、原則として外国人が10名以上参加する取組であること」とありますが、日本人対象の人材育成の取組を計画できますか。	はい、できます。人材育成が日本人指導者を対象とした取組である場合、「外国人10名以上の参加」がなくても構いません。ただし、研修や会議以外の取組では原則として外国人10名以上の参加を予定してください。なお、各取組の応募者数が5名以下となった場合は、本事業の対象外となりますので、御注意ください。
B 9	プログラムBについて、「日本語教育の実施」が別の財源等で60時間以上実施されている場合、人材育成を60時間以上実施可能という条件がありますが、この場合、本事業で「日本語教育の実施」30時間、「人材育成」30時間のように実施し、合算して60時間と計画できますか。	いいえ、できません。この場合、人材育成のみで総時間60時間以上の実施が必要です。ただし、20時間の人材育成講座を3地域で実施する、対象別の人材育成講座を実施し総時間が60時間以上となる等の計画は可能です。(日本語教育の実施については、別の財源での60時間以上の実施が分かるように、具体的に状況を記載してください。)

謝金等の計上について	
謝金単価については、財務省の予算執行調査の指摘を踏まえ、効率的な事業運営の観点からきめ細かく単価の設定を行っております。そのため、上限を超えた経費は委託費としては認められません。募集案内の17ページにある「単価上限表」の金額を上限として適宜設定してください。	
質問	回答
1 申請団体の職員が事業に関わる場合、謝金は認められますか。	給与との重複支給はできません。ただし、明確に勤務時間外での業務であれば謝金の対象となります。
2 シンポジウム等において、登壇者に支払う謝金が、役職により異なるのは心苦しいため、柔軟に取り扱うことは可能でしょうか。	単価上限表の金額を上回る支払いはできませんので、範囲内で揃えていただくこととなります。しかし、団体の自己負担で上乗せしてお支払いいただくことは可能です。
3 受講者数について、「募集の結果、教室ごとの応募者が5名を下回った教室にかかる経費は対象としない」とありますが、これは1年間通算して平均5名以下となった場合に対象としないのか、あるいは例えば授業が30日にわたってあるとした場合、その都度毎日その1回ごとに5名以下の場合には委託費の対象とされないのでしょうか。	飽くまでも、募集した結果、応募者が4名以下の場合には対象とならないということであり、毎回の出席者数は問いません。応募が5名以上あれば委託費の対象となります。ただし、日々の教室においては、指導者と補助者を合わせた人数が受講者数を上回らないようにしてください。指導者と補助者を併せた人数が受講者数を上回っている場合には、上回った人数分の謝金・旅費は委託費の対象外として処理することとなります。
4 地方では電車やバスでの移動が困難で、実際には車で通うことが非常に多くあります。受講生が教室へ通うためのガソリン代の計上は可能ですか。	まず、受講者が教室へ通うための経費は、飽くまでも受講者が負担すべき経費と考えております。したがって、認めることはできません。また、指導者の場合であっても、ガソリン代に係る経費の積算は困難であることから光熱水費と同様に一般管理費で賄うべきものと考えます。
5 会議費において、お弁当代・茶菓子代の計上はできないというのですが、例えばシンポジウム等が終日に渡って開催される場合、講師へのお弁当等は計上することは可能でしょうか。	お茶代は認められますが、お弁当代、お茶菓子代は認められません。
6 印刷代・コピー代について、「団体が通常利用しているコピー機の経費を案分して計上することはできません」とありますが、当団体では、募集案内や資料を印刷するのは、団体が使用しているコピー機を使用することになっています。この場合はどのように計上したら良いのでしょうか。	例えばコンビニ等でコピーをとっていただき、領収書を御提出いただければ雑役務費として精算は可能です。また、トナー代やコピー用紙代も領収書を御提出いただければ消耗品費として精算は可能です。この場合、購入したトナーや用紙は他の事業では使わないように御留意ください。
7 保育園等地域の現場で外国人を受け入れるにあたり、どのような言葉の支援が必要かについて支援に関わる関係者複数名でヒアリングに行くことを計画しています。その際、作業補助謝金の適応が認められますか。	単にヒアリングに同行するだけでは補助謝金は認められません。作業補助謝金は、ヒアリングの結果を運営委員会等の会議に報告するための書類を作成する等、何らかの必要な作業が発生する場合に限られます。
8 教材作成や指導者研修を実施するに当たり、担当者間の協議が必要になりますが、そのような会議体に対して謝金を支払うことはできますか。	はい、できます。取組に会議が必要となる場合は、会議出席謝金(1時間2500円上限・1日5100円以内)を計上することができます。会議を行う場合は「内容」欄に記載してください。なお、指導前後の打合せ等は会議とは見なされませんので、御注意ください。
9 教材作成に当たり、指導者と原稿執筆で会議を行い、実践・検討を繰り返して教材を作成したいと考えています。実際に教材の執筆を担当するのは、会議出席者のうち、1,2名になる予定ですが、問題ないでしょうか。	はい、問題ありません。執筆者の人数については特に指定はありません。原稿執筆者には原稿執筆謝金(1枚×2000円)を計上してください。教材作成会議の出席者については、氏名等を記載し、会議出席謝金(1時間2500円上限・1日5100円以内)を計上してください。
10 指導者の謝金の積算方法について質問です。日本語教室の時間を1回1.5時間(90分)で予定しています。そのような設定をしても構いませんか。	指導者謝金及び講師謝金については、1.5時間で計上可能です。ただし、分単位の端数は、月単位以上に取りまとめて支払う場合、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて精算することができますし、30分単位の単価を設定して計算しても構いません。1回ごとに支払う場合には、30分単位の単価を定めて支払うこととなります。(1回ごとに端数処理をすることはできません。) また、単価の取扱いについては、端数処理方法か30分単位の単価を定めて支払う方法かのいずれかに統一してください。
11 取組の中で、地域の行政機関と連携して消防署やゴミ焼却所等をめぐる体験学習を計画したいと考えていますが、バスの借り上げの経費を計上することはできますか。	当該地域の公共交通機関がなかったり、対象となる参加者が安全に移動することが困難だと判断される場合など、バスを利用しなければ実施できない明確な理由がある場合であって、かつ借り上げバスを利用しなければ取組の目標・目的を達成できないという場合、バスを借り上げる経費が認められます。
12 契約日より前に日本語教室のための消耗品を購入したのですが、実施日が契約期間内であれば計上することはできますか。	認められません。契約期間内に発生した経費のみ計上できます。

空白地域を含む事業について

	質問	回答
1	「空白地域」を含む事業を行う目的は何ですか。	日本語学習環境の地域による偏りをなくすため、これまで「生活者としての外国人」に対する日本語教育が行われていない市区町村で日本語教育を実施し、日本語教育の空白地域の解消に取り組んでいただくものです。
2	「空白地域」とは具体的にどのような地域を指しますか。	これまで「生活者としての外国人」に対する日本語教育が行われていない市区町村(空白地域)を指します。
3	空白地域でいう「市区町村」は、全ての市区町村が対象となりますか。	ここでいう「市区町村」とは基礎自治体を指します。 市区町村の別による空白地域の扱いについて 特別区...区単位で日本語教育が実施されていない場合、その区は空白地域に該当します。 政令指定都市...区(行政区)単位で日本語教育が実施されていない場合、その区(行政区)は空白地域に該当します。 その他の市...市単位で日本語教育が実施されていない場合、その市は空白地域に該当します。 町...町単位で日本語教育が実施されていない場合、その町は空白地域に該当します。 村...村単位で日本語教育が実施されていない場合、その村は空白地域に該当します。 なお、の「町」は地方公共団体としての「町(県 郡 町)」のことであり、市区町村内の区画を示す「町(県 x 市 町など)」のことではありません。
4	「これまでの日本語教育が行われていない市区町村」ということをどのように調べて証明すればいいでしょうか。	地方公共団体が把握しているかどうか等、確認できる範囲で構いません。企画書の「1.事業の概要」に「これまで日本語教育が行われていない市区町村(空白地域)の状況」について記載する欄がありますので、当該地域の外国人の実情や日本語教育活動が行われていない理由、必要性等について具体的にお書きください。
5	一昨年まで市の事業で日本語教室を開催していましたが、今は教室がなくなってしまっています。このような教室を再開したいと思います。この「空白地域を含めた企画」に該当しますか。	平成27年度から新たに設定した「空白地域」とは、これまで「生活者としての外国人」に対する日本語教育が行われてこなかった市区町村での日本語教育の立ち上げを支援するものです。ただし、教室の再開については、事情によっては認められることもありますので、御相談ください。
6	県が日本語教室がない市町を含めた日本語教育の広域連携体制を構築する事業を行う場合、その市町で日本語教室を開設すれば「空白地域を含む取組」となりますか。	なりません。
7	「空白地域」について、当市の北部には日本語教室があるが、南部にはない。市の南部で日本語教育を実施する取組を申請する場合、「空白地域を含む取組」になりますか。	なりません。「空白地域」は市区町村単位となりますので、市に日本語教室がある場合は、「空白地域」とはなりません。
8	「空白地域」について、当市にはボランティアによる日本語教室が複数あるが、行政や国際交流協会が主催する日本語教室はありません。そのような地域は「空白地域」と言えますか。	言えません。ボランティアによる日本語教室が、マンツーマンでの個人的な指導ではなく、地域に周知されている教室である場合は、その実施主体によらず、日本語教室があると考えられます。よって本事業が対象とする「空白地域」とはなりません。
9	「空白地域を含む取組」について、現在、市が実施している日本語教室に、日本語教室がない他市の外国人住民の参加要望があります。周辺の他市に周知し、市外の外国人住民も日本語教室に受け入れたいと考えています。これは「空白地域を含む取組」になりますか。	「空白地域を含む取組」にはなりません。「空白地域を含む取組」を申請するためには、空白地域での日本語教育の実施が必要です。空白地域での日本語教育の実施がない場合は、通常プログラム(A)または(B)になります。
10	「空白地域」での日本語教育を通信教材やスカイプなどを使った遠隔教育、eラーニングなどで実施する企画は、対象となりますか。	なりません。ただし、eラーニングや通信による日本語学習を実施する場合は、空白地域においてスクーリングを実施したり地域における日本語教育活動を行うなど当該地域で日本語教育を実施する上で必要となる窓口を置くことが必要です。空白地域の学習者を対象とすることだけでは、「日本語教育の実施」とは見なしません。また、当該地域で日本語教室を開設するのではなく遠隔教育が最適と考えられる理由及びスクーリング等を含めた具体的な実施体制について分かるように記載してください。なお、eラーニングや通信による日本語学習を実施した場合は、事業実施後の報告書で、毎回の指導内容や指導時間だけでなく、それが確認できる資料を提出いただくこととなりますので、そのことを念頭に置いて事業を計画してください。
12	「空白地域を含めた企画」とは、既存の「日本語教育が行われている地域」での取組に加えて、空白地域を含めた取組を行う事業、空白地域だけを対象にした取組を含む事業のどちらを対象としますか。	どちらも応募が可能です。空白地域のみを対象とする事業も、日本語教育が行われている地域に加え、新たに近隣の空白地域を加えた事業も、両方とも該当します。
13	本プログラムと地域日本語教育スタートアッププログラムとの併願は可能ですか。	可能です。ただし、両方が、採択されることはありません。